

# ごみの収集日と分別方法

## 1. ごみの収集日

地 区		カレンダー(PDF)
地区	高前田一～二、林、上町一～三、中町一～三、 下町一～四、駅前 谷地、晴山、中沼、陽和郷、七ツ森・丸谷地、小岩井、 西山地区	<a href="#">地区収集 カレンダー</a>
地区	板橋、東町、元御所、御明神地区  長根、黒沢川、御所地区（元御所除く）	<a href="#">地区収集 カレンダー</a>
網 張	網張行政区	<a href="#">網張行政区 収集カレンダー</a>

ご自分の住んでいる地区がわからない方は、担当にお問い合わせ下さい。

## 2. ごみの出し方

### (1) 注意事項

- ・ ご自分の住んでいる地区の「ごみ収集スケジュール」と「ごみの分別方法」に従い、午前8時30分までに、ご自分の地区のごみ集積所にお出し下さい。
- ・ ご自分の住んでいる地区以外のごみ集積所には出さないで下さい。(ごみ集積所は地元の管理です。)
- ・ ごみ袋は透明又は半透明の袋に入れて出して下さい。(黒い袋や農業用の肥料袋等指定以外のごみ袋を使用した場合は収集いたしません。)

### (2) 分別方法

#### ごみ集積所に出せるごみ(町で収集するごみ)

普通ごみ	ごみ袋に入るような最長が50cm、重量が30kg以下のごみが出せます。 台所のごみはよく水を切ってください。 食用油は固形化するが、紙や布に染込ませてください。 紙おむつは、汚物を取り除いて出してください。 刃物やガラス製品等は、危険のないよう紙などで保護して出してください。
------	--

	<p>&lt;普通ごみの例&gt;  封筒、ミスコピーした紙、紙おむつ、衣類、ケチャップやマヨネーズの容器、靴、ベルト、革製品、ビデオテープ、CD、プラスチック製品、ビニール製品（農業用ビニールを除く）、発泡スチロール、電気コード、化粧品のびん、油類のびん、ガラス製品、セトモノ、ボルト、ナット、釘、金属とプラスチックが一体の物 等</p>		
中型ごみ	<p>ごみ袋に入らないような最長が1.5m、重量が30kg以下のごみが出せます。布団やじゅうたんは、1m以内にたたんで縛ってから出してください。庭木の枝は、直径が10cm以下に限ります。ストーブは、灯油を抜き、電池を外してから出してください。</p>		
	<p>&lt;中型ごみの例&gt;  傘、扇風機、炊飯器、電子レンジ、小型ストーブ、布団、じゅうたん、こたつ、椅子、スコップ、ポリタンク、木くず 等</p>		
資源ごみ	紙類 (できるだけ資源回収へ)	ダンボール	テープ、プラスチック、金属を取り除き、折りたたんで紙紐で十字に縛って出す。
		紙パック	中が白いものだけ、中をきれいに水洗いし、切り開いて乾燥させ、紙紐で十字に縛って出す。(紙袋に入れても可) <b>中が銀色のものは、普通ごみに出す。</b>
		その他の紙製容器包装	プラスチック、ビニール、金属などを取り除き、紙袋に入れ、ホチキスで止めるか、紙紐で縛って出す。 <b>汚れているものは普通ごみに出す。</b> <b>蛍光灯、乾電池もこの日に出す。</b> <b>蛍光灯は、購入時の箱に入れて出す。</b> <b>充電式やボタン式電池は、販売店の回収に出す。</b>
		新聞紙	紐で十字に縛って出す。
		雑誌	紐で十字に縛って出す。
	プラスチック類	ペットボトル	ラベルとフタを取り除き、中を水洗いしてから出す。 <b>ラベルとフタはその他プラスチック容器包装へ</b>
		その他プラスチック製容器包装	中の汚れを落とし、すすいで水を切って出す。(洗剤のボトルは、泡が出なくなるまですすぐ。) <b>汚れているものは普通ごみに出す。</b>
	缶類	スチール缶 アルミ缶	中の汚れを落とし、すすいで水を切って、スチール缶とアルミ缶に分けて出す。 <b>スプレー缶、カセットボンベ、なべ、やかん等金属製のものもこの日に出す。</b> <b>スプレー缶、カセットボンベは中身を使い切り、必ずガス抜き(穴あけ)してから袋に分けて出す。</b>

	びん類	無色びん 茶色びん その他びん	中の汚れを落とし、すすいで水を切って、色別に分けて出す。 ライターも袋を分けてこの日に出す。 化粧品、油類のびんは普通ごみに出す。 せともの、ガラス製品は普通ごみへ出す。
--	-----	-----------------------	--

### ごみ集積所に出せないごみ

(自分で清掃センターに持込むか、一般廃棄物処理業者に依頼して処分するごみ。)

#### 1 持込するもの

粗大ごみ	<p>最長 1.5m を超えるか、重量が 30kg を超えるごみ          大型の家電製品 (FF 式温風ヒーター、衣類乾燥機、マッサージチェア等)          大型家具類 (タンス、鏡台、応接セット、本棚、テーブル等)          自転車 畳          引っ越しなど一時的に多量に発生するごみ          事業系ごみ (事務所、工場、飲食店等から出るごみ)</p>
------	--

#### 一般廃棄物収集運搬許可業者

会社名	電話番号	会社名	電話番号
(有)クリーン雫石	693-2277	(有)松園工業	661-7672
(有)桜商事	693-2338	岩井建設(株)	692-1181
(有)芦名商会	676-6406	(有)藤忠商事	661-4537
(有)サン寿広	688-8771	(株)盛岡清掃センター	696-4502
平成物流(有)	639-6791	(株)工藤組	647-5164
(有)齋藤興業	696-2526	(有)古川重機	683-1701
(有)ひまわり廃棄物処理事業所	659-0822	(有)クリーン・ワークさわぐち	663-1273
(有)錦開発	659-3124	(有)工藤商事	687-2051
(有)ニーズ開発	647-8600		

## 2 家電リサイクルするもの

テレビ	<p>購入した家電販売店又は買替する家電小売店にご相談下さい。          購入した家電販売店がなくなったり、わからないときは一般廃棄物収集運搬許可業者又は下記の業者にご相談下さい。</p> <p>特定家庭用機器一般廃棄物処理業者          日通家電リサイクルセンター（日本通運(株)盛岡支店内）          電話番号 0120-319604</p> <p>再商品化等料金と収集運搬料金がかかります。          左の4品目はごみとして処理することはできません。</p>
洗濯機	
冷蔵庫・冷凍庫	
エアコン	

## 3 パソコンリサイクルするもの

デスクトップパソコン (本体)	<p>ごみとして処理することはできません。          下記の業者にご相談下さい。(有料での処理となります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコンメーカー各社</li> <li>・ 日本郵政公社〔最寄の郵便局（簡易郵便局を除く）〕</li> <li>・ 広域再生利用一般廃棄物処理業者            (参考：盛岡市内の収集運搬業者)</li> </ul> <p>八幡自動車(株) 盛岡市馬場町          電話番号 625-0805</p> <p>三八五通運(株) 盛岡市永井          電話番号 638-3366</p>
ノートパソコン	
CRTディスプレイ	
液晶ディスプレイ	

### 処理できないごみ

産業廃棄物：岩手県産業廃棄物協会（電話番号 625-2201）にお問い合わせ下さい。

危険性、有毒性、油物質を含むごみ。

作業を著しく困難にし、又は施設を損傷する恐れのあるごみなど。

<p>処理できないごみの例</p> <p>バッテリー、充電式やボタン電池、ガスボンベ、消火器、塗料、廃油（食用油を除く）、バイク、タイヤ、農薬類、農機具、農業用ビニール、等</p>	<p>販売店等にご相談下さい。</p>
--	---------------------

## 市町村分別収集計画

再生資源としての利用が可能な容器包装廃棄物を、消費者は分別して排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という役割分担の下にリサイクルを進めるシステムとして、平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。)が制定されました。当町では、容器包装廃棄物を保管する施設(ストックヤード)を平成14年度に整備し、平成15年4月から、町民の皆さんのご理解と分別排出へのご協力により、容器包装リサイクル法に基づいた、容器包装廃棄物の分別収集を行っています。

平成20年4月からの改正容器包装リサイクル法の施行に伴い、市町村は平成20年を始期とした5カ年計画を策定することになりました。当町においては、町民の皆さんにご理解をいただいて分別が浸透している区分を変更することなく、従来どおりの区分で分別収集を行なう計画としておりますので、町民の皆さんには従来にもまして、分別排出とリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクルにご理解とご協力をお願いします。

# 雫石町分別収集計画

平成19年 6月  
雫石町

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

# 雫石町分別収集計画

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。循環型社会形成推進基本法をはじめとする環境関連法の法整備が進み、暮らしの中にも浸透してきていますが、当町においてはストックヤードの整備により、平成15年4月から容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集しております。また、平成19年4月から資源ごみを除くごみの処分を滝沢村に委託していることから、更にごみの減量化とリサイクルを推進していく必要があります。

本計画は、平成20年4月から法が改正施行されることから、平成20年を始期とした5カ年計画を策定することにより、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、住民・事業者・行政が一体となって取り組み、廃棄物の減量化や資源の有効利用により循環型社会の形成を図ろうとするものです。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおりです。

- (1) 雫石町総合計画の基本目標である「キラリ 輝く しずくいし」の実現に向けて、施策の大綱である快適で美しいまちづくりのため、循環型社会の形成に向けて本計画を実施します。
- (2) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会を目指します。
- (3) 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を目指します。
- (4) 分別収集の推進による資源化率の向上を目指します。

## 3 計画期間

本計画の期間は、平成20年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

直近年度の（（ごみ収集実績+集団資源回収量）×資源ごみ排出係数）/人口変動率の推計により次のとおり見込むものとします。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	1,869 t	1,865 t	1,861 t	1,861 t	1,861 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては、住民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図って推進します。

(1) 環境教育、啓蒙活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、ごみ処理施設の見学会などのあらゆる機会や、町広報誌などを通じて、ごみ処理の状況について情報を提供することにより、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組みます。

(2) 過剰包装の抑制

エコショップいわて認定制度の推進などにより、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進します。

(3) 買い物袋の持参の徹底

買い物袋持参の普及啓発を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の発生を抑制します。

(4) 集団資源回収奨励事業

ごみの減量化とリサイクルを推進するため、集団資源回収事業に取り組む団体を支援します。

(5) ごみ集積所整備事業

地域におけるごみ集積所の新築や改築に要する事業費への補助により、ごみ集積所の整備促進を図ります。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

容器包装廃棄物の種類及び収集に係る区分は、平成15年4月より法に基づいて実施していることから、引き続き同様の内容で実施します。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶類
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	びん類
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他紙製容器包装
主としてポリエチレンタフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		その他プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	131 t		131 t		131 t		131 t		131 t	
主としてアルミ製の容器	43 t		43 t		43 t		43 t		43 t	
無色のガラス製容器	(合計) 74 t		(合計) 74 t		(合計) 74 t		(合計) 74 t		(合計) 74 t	
	(引渡) 74 t	(独自) t	(引渡) 74 t	(独自) t	(引渡) 74 t	(独自) t	(引渡) 74 t	(独自) t	(引渡) 74 t	(独自) t
茶色のガラス製容器	(合計) 134 t		(合計) 134 t		(合計) 133 t		(合計) 133 t		(合計) 133 t	
	(引渡) 134 t	(独自) t	(引渡) 134 t	(独自) t	(引渡) 133 t	(独自) t	(引渡) 133 t	(独自) t	(引渡) 133 t	(独自) t
その他のガラス製容器	(合計) 72 t		(合計) 72 t		(合計) 72 t		(合計) 72 t		(合計) 72 t	
	(引渡) 72 t	(独自) t	(引渡) 72 t	(独自) t	(引渡) 72 t	(独自) t	(引渡) 72 t	(独自) t	(引渡) 72 t	(独自) t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主として段ボール製の容器	94 t		94 t		94 t		94 t		94 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 22 t		(合計) 22 t		(合計) 22 t		(合計) 22 t		(合計) 22 t	
	(引渡) t	(独自) 22 t	(引渡) t	(独自) 22 t	(引渡) t	(独自) 22 t	(引渡) t	(独自) 22 t	(引渡) t	(独自) 22 t
主としてポリエチレンタフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 39 t		(合計) 39 t		(合計) 39 t		(合計) 39 t		(合計) 39 t	
	(引渡) 39 t	(独自) t	(引渡) 39 t	(独自) t	(引渡) 39 t	(独自) t	(引渡) 39 t	(独自) t	(引渡) 39 t	(独自) t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 20 t		(合計) 20 t		(合計) 20 t		(合計) 20 t		(合計) 20 t	
	(引渡) 20 t	(独自) t	(引渡) 20 t	(独自) t	(引渡) 20 t	(独自) t	(引渡) 20 t	(独自) t	(引渡) 20 t	(独自) t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率の推計により、次のとおり見込むものとします。

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
缶	スチール缶	131 t	131 t	131 t	131 t	131 t
	アルミ缶	43 t	43 t	43 t	43 t	43 t
	小計	174 t	174 t	174 t	174 t	174 t
ガラス	無色のガラス製容器	74 t	74 t	74 t	74 t	74 t
	茶色のガラス製容器	134 t	134 t	133 t	133 t	133 t
	その他のガラス製容器	72 t	72 t	72 t	72 t	72 t
	小計	280 t	280 t	279 t	279 t	279 t
プラスチック	ペットボトル	39 t	39 t	39 t	39 t	39 t
	その他プラスチック製容器包装	20 t	20 t	20 t	20 t	20 t
	小計	59 t	59 t	59 t	59 t	59 t
紙類	飲料用紙製容器	6 t	6 t	6 t	6 t	6 t
	段ボール	94 t	94 t	94 t	94 t	94 t
	その他紙製容器包装	22 t	22 t	22 t	22 t	22 t
	小計	122 t	122 t	122 t	122 t	122 t
合 計		635 t	635 t	634 t	634 t	634 t

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は現行の収集体制を活用して行います。また、集団資源回収事業による回収についても引き続き奨励します。分別区分ごとの実施者は次のとおりとします。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
缶	スチール製容器	缶類	町（委託）による定期収集 集団資源回収	町の施設 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	町（委託）による定期収集 集団資源回収	町の施設 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町（委託）による定期収集	町の施設
	その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装	町（委託）による定期収集	町の施設
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	町（委託）による定期収集 集団資源回収	町の施設 民間業者
	段ボール	ダンボール	町（委託）による定期収集 集団資源回収	町の施設 民間業者
	その他紙製容器包装	その他紙製容器包装	町（委託）による定期収集	町の施設

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6項）

分別収集される容器包装廃棄物の選別や圧縮、保管を円滑に行い、資源化を推進するため、当町清掃センターの不燃物処理施設及び圧縮梱包設備、ストックヤードの機能の維持を図ります。

分別収集の用に供する施設

容器包装廃棄物の種類		収集容器	収集車輛	選別・保管等
缶	スチール製容器	ごみ袋	パッカー車	清掃センター・ストックヤード
	アルミ製容器	ごみ袋	パッカー車	清掃センター・ストックヤード
ガラス	無色のガラス製容器	ごみ袋	パッカー車	清掃センター・ストックヤード
	茶色のガラス製容器	ごみ袋	パッカー車	清掃センター・ストックヤード
	その他のガラス製容器	ごみ袋	パッカー車	清掃センター・ストックヤード
プラスチック	ペットボトル	ごみ袋	パッカー車	清掃センター・ストックヤード
	その他プラスチック製容器包装	ごみ袋	パッカー車	清掃センター・ストックヤード
紙類	飲料用紙製容器	紙紐	パッカー車	清掃センター・ストックヤード
	段ボール	紙紐	パッカー車	清掃センター・ストックヤード
	その他紙製容器包装	紙袋	パッカー車	清掃センター・ストックヤード

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ・容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に推進するため、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に努めるとともに、町民の意見や要望も反映しながら、町民の理解を得て分別排出を推進します。
- ・集団資源回収活動を奨励するため、実施団体への奨励金交付による支援を行います。

お問い合わせ先（担当）

雫石町役場 環境対策課

電話 692 - 2111 内線164 ~ 166